

食品専門展示会出展支援事業費補助金募集要領

1. 募集期間

令和3年4月21日（水）から令和4年1月14日（金）まで

※ただし、補助事業の対象となる食品専門展示会の開催日前の申請が必要です。
また、予算上限に達した時点で募集を終了します。

2. 対象事業者

県外への販路開拓の意欲と、販売する自社製品を有する食品等製造事業者

なお、産業分類上の主たる業種が食料品製造業等に属さない場合でも、自社で食品を企画又は製造し、県外への販路開拓を目指す加工食品を有していれば助成対象とする。

※年度内に申請できる回数は、1年度につき1事業者1回とします

主たる業種が異なる場合の例

農林水産事業者が自らの栽培・採取した原料を加工した食品

飲食店で製造する冷凍惣菜 建設業が自社製造する調味料 等

3. 対象展示会

要綱に定める要件を満たし、令和3年4月21日から令和4年3月31日までに県外（国内に限る。）で開催される展示会

※卸売事業者等が自社の販路拡大の一環で開催する展示会は対象としません。

※事業実施主体が自ら応募してブースを出展し、役員又は従業員が参加して商談を行うものとし、オンラインで参加するものは対象としません。

4. 対象経費

①出展小間料

展示会主催者に支払う出展小間料とし、共同出展、企業内ブースへの出展等による任意の第3者への支払は原則として助成対象外とする。

②小間装飾費

展示会主催者又は装飾委託事業者等に支払うブース装飾費、備品等リース料、光熱水費等を対象とする。

③旅費

展示会開催期間の前後1日を含む自社スタッフの交通費、宿泊費を対象とし、前後に別用務等で日程が超過する場合は当該日程に係る交通費（日程超過にかかる片道分）、宿泊費（超過日程分）は助成対象外とする。

④資材輸送費

展示物、サンプル等の往復輸送費を対象とする。

※国又は県の他の補助金等の交付を受けている場合は、対象外です。

5. 補助上限額

本事業での助成額は、補助対象経費(税抜き額)の1/2以内かつ20万円以内とする

助成額算定の特例

下記の場合には補助上限額を上限として、特例を認めることとする。

なお、特例①を利用する場合は、市町村等の補助対象経費を含めた証拠書類を提出することとする。

①市町村等の補助事業を併用する場合

本事業と国・県予算を財源としない市町村・団体の補助金等を併用する場合は、市町村・団体の補助金等を優先して充当すること。なお、補助金の額は、市町村・団体の補助金等とこの補助金を合算して補助対象経費の3/4以内とする。

例：市単独予算により10万円の定額補助がある場合（補助対象経費30万円のとき）

補助額合計：30万円×3/4=22.5万円以内、市：10万円、県：12.5万円以内

②複数事業者により共同出展する場合

原則として、1事業者あたり1ブースの出展とするが、次の要件を全て満たす場合には、1ブースを複数事業者で利用する共同出展を認める。

- 1) 出展者それぞれに展示、商談のスペースが十分に確保できると認められること。
- 2) 旅費及び資材輸送費は、スペースを考慮した適切な人数、数量に係るものとする。

なお、それぞれの事業者に係る補助金の額は、それぞれが負担する補助対象経費の1/2以内とし、共同出展者に交付する補助金の合計額は、30万円を上限とする。

※共同出展をご検討の場合は、事前に担当あてご相談ください。

6. 申請方法

食品専門展示会出展支援事業費補助金交付要綱で定めた下記の書類を、期日までにしまねブランド推進課まで提出すること。

提出の方法は以下の3通りに限る。（ファクシミリによる提出は不可とする。）なお、以下の3通りの方法の組合せによる提出は可とする。

(1) 電子メール

- ・提出書類をWord、Excel、またはPDFファイルでメール添付の上、送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下9.【提出・お問い合わせ】本件担当まで確認すること。

(2) 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(3) 直接持参

- ・来庁日を予め本件担当と調整の上持参すること。
- ・原則、本件担当との手交とする。

7. 提出書類

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 事業実施計画書（様式第1号） | (2) 補助金交付申請書（様式第2号） |
| (3) 県税の滞納がないことを証明する書類 | (4) 誓約書（様式第8号） |
| (5) 展示会資料（募集要項など） | (6) 会社概要、商品パンフレットなど |
| (7) 直近2期の決算書 | (8) 見積書等（支払見込額の積算根拠） |

※共同出展の場合、(3)、(6)及び(7)はそれぞれの事業者分を提出すること。

8. 審査方法

提出された事業計画書をもとに、書面審査により予算額に達するまで採択者を決定する。

9. 提出・お問い合わせ

【問合せ先】

島根県しまねブランド推進課

食品産業支援第一グループ 担当：藤岡・中村

TEL 0852-22-5272 / FAX 0852-22-6859

【提出先】

電子メール

tenjikail@pref.shimane.lg.jp

【郵送先および本件担当】

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県 商工労働部 しまねブランド推進課

食品産業支援第一グループ

食品専門展示会出展支援事業費補助金 担当（宛）